

# 京大広報

No. 110

京都大学広報委員会

## 有機廃液処理装置に関する報告

有機廃液処理装置管理委員会

かねて懸案の京都大学有機廃液処理装置は、有機廃液処理装置設置委員会によって、すでに昨年末建設を終わり、同委員会の手によって、性能を調査しつつ慎重に試運転が開始され、また同装置の「管理運営暫定方針」（昭和49年9月10日部局長会議承認）が定められ、まず昨年12月同方針に示された有機廃液処理装置管理委員会が発足したことは、すでに設置委員会によって京大広報 No. 104（昭和50年2月14日）に報告されたとおりである。

その後、管理委員会の審議に基づき関連部局と協議し、部局長会議の承認を経た「有機廃液処理装置管理運営暫定方針の実施に伴う暫定事務措置要項」（昭和50年2月4日総長裁定）が定められ、暫定方針に示された「管理機構」の中に「装置管理室」を置き、当分の間、その運営は工学部に付託されることになった。

一方管理委員会は設置委員会の協力の下に、「運営委員会に関する申合せ」を定め、また「管理機構」に関しては、上記事務措置要項を踏まえてその構成について検討した結果、本装置が全学共同利用のものであることを明確にする意味でも、「管理機構」の長が管理委員会委員長となるのを避けるのがよいとの判断に達した。これらの理由により、暫定方針の運用について付帯条件を付加することを部局長会議に要望し、下記1のような形でその承認を得て、「管理機構に関する申合せ」を定めた。

これらの措置により本年1月以来の管理委員会・設置委員会による過渡的管理運営体制から、4月

以降は「管理運営暫定方針」に従った管理委員会・管理機構及び運営委員会による管理運営体制に移行することとなった。部局長会議は設置委員会が既に所期の目的を達成したものと認め、同委員会は3月末日をもって解散した。この機会に、諸委員会等の構成及び装置の運転状況について報告するものである。

なおこれら委員会などのとりきめは、京大広報 No. 104 に述べたように、前例のない組織であるため、現時点では暫定方針のもとに組織を設け、経験を重ねた上で、諸規定を整備しようとするものである。

1 「京都大学有機廃液処理装置管理運営暫定方針」の運用について（昭和50年3月18日部局長会議申合せ）

頭記について次のように申し合せる。

- (1) 二\*の管理委員会の委員長は、構成員のうち、関連部局長の中から互選により定める。
- (2) 三\*\*に示された管理機構を構成する若干名の教官は、京都大学有機廃液処理装置管理専門委員と称し、管理委員会の議を経て、総長が委嘱する。
- (3) 三\*\*の定めにかかわらず、当分の間、管理機構の長は、「有機廃液処理装置管理運営暫定方針の実施に伴う暫定事務措置要項」（昭和50年2月4日総長裁定）により「装置管理室」の運営を付託された部局長があたるとする。

註 \*印及び\*\*印はそれぞれ「有機廃液処理装置管理運営暫定方針」（京大広報 No. 104参照）の二及び三を指す。

2 昭和50年度の管理委員会の構成

委員長 薬学部長

犬伏康夫

副委員長	管理専門委員	横尾義貫
委 員	理学部長	溝畑 茂
	医学部長	太藤重夫
	工学部長	桐栄良三
	農学部長	菊地泰次
	教養部長	笈田知義
	化研所長	竹崎嘉眞
	病院長	森本正紀
	廃棄物処理等 専門委員会委員長	加治有恒
	運営委員会委員長	安藤貞一
	管理専門委員	吉沢四郎
		神野 博
	庶務部長	辺見 譲
	経理部長	平間 巖
	施設部長	橋本正五

### 3 管理機構について

(1) 有機廃液処理装置管理機構に関する申合せ  
「京都大学有機廃液処理装置管理運営暫定方針」の三に示された管理機構の構成は下記のとおりとする。

イ 本機構は、有機廃液処理装置管理委員会の定める方針に従って、装置を利用部局の使用に供するために必要な管理の実務を行う。

ロ 管理機構に装置管理室及び管理専門委員会を置く。

ハ 装置管理室は「京都大学有機廃液処理装置管理運営暫定方針の実施に伴う暫定事務措置要項」（昭和50年2月4日総長裁定）に基づき、運営を付託された部局に置き、その室員は、管理機構の長の推薦に基づき同部局の職員中より総長が委嘱する。

ニ 管理専門委員会は、専門的知識を有する教官（以下「管理専門委員」と称する）若干名及び装置管理室を代表するもの若干名をもって構成し、随時、装置の技術的運営並びに事務措置の方針を審議する。

ホ 管理専門委員は、管理機構の長が推薦し、有機廃液処理装置管理委員会の承認を経て総長が委嘱する。

ヘ 管理機構の長及び装置管理室長は、装置管理室の運営を付託された部局の長があたる。

ト 管理機構に次長を置き、次長は管理機構の長を補佐し、管理機構及び装置管理室の業務を調

整、整理する。

次長は、管理機構の長が、管理専門委員の中から委嘱する。

チ 管理機構の長は、有機廃液処理装置管理委員会委員長を兼ねないものとする。

#### (2) 管理機構構成員

管理機構長 工学部長 桐栄良三  
次長 吉沢 四郎（工学部教授）

管理専門委員 横尾 義貫（工学部教授）  
吉沢 四郎（同 教授）  
神野 博（同 教授）  
高月 紘（同 助教授）

装置管理室長 工学部長 桐栄良三  
室員 藤井 権（工学部事務部長）  
大村 茂（同 経理課長）  
北尾 幸一（同第一経理掛長）  
宮野巳代次（同 用度掛主任）  
真島 敏行（同 技官）

なお装置管理室現場の電話番号は内線7618である。

### 4 運営委員会について

(1) 有機廃液処理装置運営委員会に関する申合せ

「京都大学有機廃液処理装置管理運営暫定方針」の四に示された運営委員会の構成は下記のとおりとする。

イ 本委員会は有機廃液処理装置管理委員会の定める方針に従って、装置の利用実施計画・利用者の教育等について審議し、利用の適正円滑化をはかる。

ロ 本委員会は、次の委員をもって構成する。

(i) 利用部局から選ばれた教官

理・医・薬・工・農各学部及び教養部より各1名

病院地区（病院・結研・ウイルス研）より1名

宇治地区より1名

(ii) 管理専門委員

ハ 委員長は、ロ・(i) 委員から互選する。

ニ 必要に応じて実行委員会等小委員会を設けることができる。

ホ 委員会事務は装置管理室が当る。

## (2) 運営委員会委員

委員長	工学部	安藤 貞一
委員	理学部	世良 明
	医学部	糸川 嘉則
	薬学部	矢島 治明
	農学部	千田 貢
	教養部	東久保勝彦
	病院地区	村地 孝
	宇治地区	岡 信三郎
管理専門 委員		横尾 義貫
		吉沢 四郎
		神野 博
		高月 紘

## 5 装置の運転状況について

本年初頭より装置各部の試運転を繰り返し、1月中頃より総合試運転に入った。まず、灯油を一定流量で投入し、炉温、炉内燃焼ガス温度、煙道内排ガス温度、炉壁温度、スクラバー入口及び出口温度、熱交換器出口温度、熱交換器での凝縮水量、炉圧、風箱及びダクト各部の静圧、煙突内ガス流量、燃焼ガス組成、水分含有量などの測定を行い、種々の燃焼条件における物質及び熱の収支を調べた。次に、通常使用されている塩素化合物のうちで分解し難いと考えられる四塩化炭素を灯油で希釈して投入し、塩素化合物の処理実験を行った。実験室的に確かめられた四塩化炭素の分解温度から推して十分に安全と考えられる炉温に設定し、灯油中の四塩化炭素含量を1%、5%、10%、15%及び20%と逐次多くして燃焼させ、排ガスの分析などを行い塩素化合物の分解及び回収を確かめた。この範囲内では四塩化炭素の分解は完全で、生成した塩化水素の回収も満足できるものであった。

2月18日より各部局で貯留していた廃溶媒の提供を受けて試験運転を開始し、3月末日まで延べ17日間に、医、薬、工、農各学部、教養部、化研、木研、食研よりの試料合計約2,700ℓを処理した。提供された試料はすべて元素分析により含有元素量を確かめたもので、C、H、OのほかCl、S、Nを含み、処理廃液中の最高含有量はCl 14.1%、S 1.86%、N 0.87%であった。

燃焼ガス及び排ガスの分析は検知管法によるほか、塩化水素については塩素電極を利用した連続

分析及び JISK 0107 によるチオシアン酸第二水銀法により、硫黄酸化物は JISK 0103 のアルセナゾⅢ法、窒素酸化物は JISK 0104 のナフチルエチレンジアミン法、ばいじんは JISZ 8808 によった。煙突より排出するガス中の塩化水素は、四塩化炭素20%の場合でも 1 mpp を越えなかった。廃溶媒を用いて行った上記試運転中に排出した塩化水素の最大値は 3 ppm であった。硫黄酸化物も常に検出限度(～20 ppm)以下で、ばいじんは 0.003 g/Nm<sup>3</sup> 程度であった。窒素酸化物は 25～85 ppm で1時間当たり100～340 g 程度の排出量であった。なお、「京都府公害防止条例 施行規則」で定める「ばい煙にかかる規制基準」は本装置には適用されないが、参考のために処理能力 200 kg/h 以上の廃棄物焼却炉にかかる規制基準を挙げると、塩化水素の排出基準は 20 ppm、硫黄酸化物は約 700 ppm、ばいじんは 0.70 g/Nm<sup>3</sup> である。

運転中の装置より発する騒音については、所々に防音カバーを設けてその低減に努めている。装置を囲む柵の位置で地上約 1.5 m での騒音レベルは64～71ホン(A)で、最も近い建物の壁際では61～62ホン(A)であった。

なお、当初は試運転を3月末まで行う予定であったが、各種の廃液について最適の処理条件を求めるため、さらに慎重に試運転を重ねることを適当と認め、各部局より試料の提供を受けて6月末まで試運転を続ける予定である。

## 6 指導員の養成について

この装置は利用部局の指導員の指導の下に利用されるので、各部局に相当数の指導員を必要とする。前記試運転期間中に、各部局より指導員候補者の立合いを求め装置の説明をするほか、指導員候補者の意見感想を求め、近い将来に行う指導員養成の参考にしていく。

今後6月末まで各部局より試料の提供を受けて試運転を続けるが、その間に運営委員会が主となって指導員のための手引書を作成し、その後これを用いて指導員養成のための講習会を催す予定である。講習内容は環境保全、災害(火災、中毒)防止、装置及びその操作などであるが、手引書の内容と共に漸次改善されるべきである。

指導員のほか一般利用者に対しても然るべき講

習が必要であるが、これについては各部局の実情に従い、指導員の協力を得て運営委員会で計画することになろう。

### 京都大学医療技術短期大学の 創設について

このほど国立学校設置法の一部改正が行われ、本学に医療技術短期大学部が併設されることになった。その創設の趣旨及び概要は次のとおりである。

#### 創設の趣旨

最近の医学は、すべての科学技術を導入して著

#### 医療技術短期大学の概要

##### 学生定員

学科・専攻科名	修業年限	学 生 定 員				備 考
		1学年	2学年	3学年	計	
看護科	3年	80人	80人	80人	240人	入学資格は高等学校を卒業した者及び文部大臣の指定した者 入学資格は3年制短期大学看護学科卒業者及びこれと同等以上の学力があると認められた者
専攻科助産学 特別専攻	1	20			20	

医療技術短期大学部は、昭和50年度は1学科1専攻科で足るが、最終的には3学科1専攻科の計画である。計画中の学科は次のとおりである。

学科名称	修業年限	学 生 定 員				備 考
		1学年	2学年	3学年	計	
衛生技術科	3年	40人	40人	40人	120人	
診療放射線技術科	3	40	40	40	120	

#### 学生募集計画（昭和50年度）

願書受理期間 昭和50年4月8日（火）から

昭和50年4月23日（水）まで

入学者選抜学力試験実施日時及び実施教科・科目

学科・専攻科名	実施日	教科	時間	実施科目等
看護科	4月25日（金）	数 学	午前9時～同 10時30分	数学Ⅰ，数学ⅡB
		英 語	午前11時～午後0時30分	英語B
		国 語	午後2時～同 3時30分	現代国語，古典乙Ⅰ（漢文を除く）
	4月26日（土）	理 科	午前9時～同 11時	物理B，化学B及び生物のうちから2科目選択

しい発展を遂げ、医療内容もますます高度、複雑かつ広範化をたどっている。この高度な医療内容を社会福祉に十分還元するためには、より多くの優れた医師を必要とするのはもちろんであるが、これを支える医療技術者の量的・質的な育成が不可欠である。

医師不足には、目下医科大学の新設など種々の施策が講じられつつあるが、医療技術方面の対策は甚だ立ち遅れているのが現状で、近代医学の進歩に対処するためには、更に充実した一般教育、専門教育及び技術を教授し、優れた専門家を多数育成する必要がある。

このため、本学においても従来の医学部附属の各種学校を発展的に解消し、短期大学部の創設に踏み切ったものである。

専攻科助産学 特別専攻	4月25日(金)	解剖学	午前9時～同 10時30分	
		生理学	午前11時～午後0時30分	
		栄養学	午後2時～同 3時30分	
	4月26日(土)	看護概論	午前9時～同 11時	小児看護概論及び母性看護概論を含む。

合格発表 昭和50年4月30日(水)午後

なお、入学式は5月6日(火)に挙行の予定である。

職 員 数

区 分		50年度	51年度	52年度	計	備 考
一 般 教 育	教 授	3			3	
	助教授	3			3	
専 門 教 育 (看 護 科)	教 授	2	2	1	5	
	助教授	1	2	2	5	
	助 手	1	2	2	5	
専 攻 科 (専攻科助産学特別専攻)	教 授	1			1	
	助教授	1			1	
	助 手	1			1	
事 務 室	事務長	1			1	
	掛 長	1	}	}	}	
	掛 員	1				3
	技(乙)	1	}	}	}	
計		17	9	8	34	
減 員	講 師	△1	未	定	△4	看護学校
		△2			△2	助産婦学校

注 この資料は、昭和50年1月11日予算内示時の説明によるものである。従って、昭和51年度以降の計画については未確定数字である。\*

- 創設準備のための委員会等の組織、機能の現状について
- 昭和49年4月1日、とりあえず医学部及び同附属病院が中心となって関係の委員会等を組織し、設置要求及び諸準備の促進にあたった。
  - 昭和50年2月4日、部局長会議の承認を得て「京都大学医療技術短期大学部創設準備委員会」が設置され、創設準備に伴う重要事項の審議を行うことになった。  
なお、昭和50年2月8日、第1回創設準備委

員会が開催され、同短期大学の管理運営機構及び創設準備室の開設問題等が議せられ、これまで同委員会が4回開催された。

(別添京都大学医療技術短期大学部創設準備委員会名簿参照)

3. 昭和50年2月16日付けをもって創設準備室が開設され、あわせて同室長に医学部村地 孝教授が発令された。

別 添

京都大学医療技術短期大学部創設準備委員会名簿  
京 都 大 学

委員長	総	長	岡 本 道 雄
委員	医 学 部	長	太 藤 重 夫
同	医学部附属病院	長	森 本 正 紀
同	前 教 養 部	長	溝 川 喜 一
同	医 学 部	教 授	上 田 政 雄
同		同	菅 原 努
同		同	本 庄 一 夫
同		同	西 村 敏 雄
同		同	村 地 孝
同	事 務 局	長	西 間 木 久 郎